

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第2四半期

整理番号	案件名称	委託種目	履行場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 財務会計・人事給与システムクラウド移行 業務委託	147その他 情報処理	総務課	日本電気(株)	34,992,000	令和元年7月8日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 4
2	舞洲工場高濃度 P C B含有廃棄物処分業務委託	064特別管理 産業廃棄物 (処分)	舞洲工場	中間貯蔵・環境安全事業(株) 北九州P C B処理事業所	4,399,918	令和元年9月26日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	G 2

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 財務会計・人事給与システムクラウド移行業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 隨意契約理由

現在利用している大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 財務会計システム及び人事給与システムは、日本電気株式会社により平成25年9月から平成26年9月にかけて構築され、同社と平成27年4月1日から令和元年12月31日までのサービス利用業務委託契約を締結している。

現行の財務会計システムはLinuxベースのクラウドシステム、人事給与システムはWindowsServer2008 R2ベースのクラウドシステムであるが、本システムの稼働期間は、構築を含めると5年を超えることとなり、一般的なシステムの耐用年数を迎えることとなることから、必要最低限のハードウェアの更新を行う必要がある。

このため、財務会計システム及び人事給与システムをWindowsServer2016ベースのクラウドシステムへ移行する作業を行う。

本業務の実施にあたっては、既存クラウドシステムと密接不可分の関係からシステムのハードウェア、ソフトウェア及び情報通信環境等を十分把握した上で行う必要があることに加え、WindowsServer2016ベースのクラウドシステム移行後の安定稼働に對して一貫して責任を持たせる必要がある。

以上のことから、諸条件を満たし業務を遂行できる業者はクラウドシステムを構築した日本電気株式会社のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 総務部総務課
(電話番号 06-6630-3185)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場高濃度含有P C B廃棄物処分業務委託

2 契約の相手方

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北九州P C B処理事業所

3 隨意契約理由

高濃度ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律およびポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）に基づいて、事業者において適切に保管及び処分をおこなう必要があります。

平成26年6月に国のPCB廃棄物処理基本計画が変更され、当該対象の高濃度P C B廃棄物は同基本計画に基づき、西日本エリアは、高濃度PCB廃棄物のうち汚染物等の拠点的広域処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）北九州PCB処理事業所で処理することとされています。さらには、平成28年8月1日にPCB特別措置法が改正施行され、高濃度P C B使用製品を含めた高濃度PCB廃棄物の処分期間の変更がなされ、一日も早く確実に処理をおこなうことが求められています。

本組合では、高濃度P C B廃棄物を保管しており、法に準じて適切に処理をおこなわなければならず、今回処理を行う高濃度P C B汚染物は、北九州PCB処理事業所が唯一の処理施設であることから、同事業場を保有しているJESCOと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 施設部施設管理課（担当：植内）
(電話番号：06-6630-3362)